

京都市上下水道局告示第5号

次の者については、京都市指定下水道工事業者規程第10条第1項の規定による有効期間の更新を行わなかったため、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

平成20年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市北区大宮開町3番地

有限会社大宮工業所

代表取締役 田中 隆

(上下水道局下水道部管理課)